

特定健康診査等実施計画

船場健康保険組合

令和6年4月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を継続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康審査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定健康指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、6 年ごとに 6 年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

船場健康保険組合の現状

当健康保険組合は、(株)船場を母体事業主とし、関連事業所が加入している健康保険組合です。

支店は全国に展開しており、被保険者及び被扶養者も全国に居住しています。また、子会社及び関連会社の被保険者及び被扶養者も全国に居住しています。

当健康保険組合に加入している被保険者は、平均年齢が43歳で、男性が全体の72%を占めています。

健康診断については、東京都と都心近郊の在住者は、主に医療法人社団 ケイセイ会 パークサイドクリニックで行っています。

※ 医療法人社団 ケイセイ会の所在地

〒105-0011

東京都港区芝公園 2-6-8 日本女子会館 2階

地方在住者は、それぞれの地方で契約した医療機関で受診しています。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示しました。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としています。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになります。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

今後、市町村国保の行う健康診査を受診している被扶養者の数を調査し、そのデータを受領するとともに、今後は当健康保険組合が主体となって特定健診を行いそのデータを管理します。

3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から事業者健診を代行していたことから、当健康保険組合が主体となって行います(委託を含む)。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことであります。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにあります。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

令和 11 年度における特定健康診査の実施率を 92%とします。(国の基本指針が示す参酌標準に則して設定)

この目標を達成するために、令和 6 年度以降の実施率(目標)を以下のように定めます。

目標実施率

単位：%

	令和 6 年度 2024 年度	令和 7 年度 2025 年度	令和 8 年度 2026 年度	令和 9 年度 2027 年度	令和 10 年度 2028 年度	令和 11 年度 2029 年度
被保険者	98	98	98	98	98	98
被扶養者	73	73	73	73	73	73
合計	92	92	92	92	92	92

被保険者：任意継続被保険者を含む。 国の参酌標準 90%

2 特定保健指導の実施に係る目標

令和 11 年度における特定保健指導の実施率を 64%とします。(国の基本方針が示す参酌標準に則して設定)

この目標を達成するために、令和 6 年度以降の実施率(目標)を以下のように定めます。

目標実施率

(被保険者及び被扶養者)

単位：人、%

	令和 6 年度 2024 年度	令和 7 年度 2025 年度	令和 8 年度 2026 年度	令和 9 年度 2027 年度	令和 10 年度 2028 年度	令和 11 年度 2029 年度
40 歳以上 対象者	390	394	398	402	406	410
特定保健指 導対象者数	63	63	59	59	53	53
実施率	58	60	60	62	62	64
実施者数	37	38	35	37	33	34

国の参酌標準 60%

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

令和 11 年度においては、平成 20 (2008) 年度と比較した特定保健指導対象者の減少率を 25%以上とします。(国の基本方針が示す参酌標準に則して設定)

参考：平成 20 (2008) 年度特定保健指導対象者数(実績) = 73 人

II 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

① 特定健康診査

被保険者

単位：人、%

	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度
対象者数(推計値)	500	505	510	515	520	525
うち40歳以上対象者	300	303	306	309	312	315
目標実施率(%)	98	98	98	98	98	98
目標実施者数	294	297	300	303	306	309

被扶養者

単位：人、%

	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度
対象者数(推計値)	360	364	368	372	376	380
うち40歳以上対象者	90	91	92	93	94	95
目標実施率(%)	73	73	73	73	73	73
目標実施者数	66	66	67	68	69	69

被保険者+被扶養者

単位：人、%

	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度
対象者数(推計値)	860	869	878	887	896	905
うち40歳以上対象者	390	394	398	402	406	410
目標実施率(%)	92	92	92	92	92	92
目標実施者数	360	363	367	371	375	378

② 特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者

単位：人、%

	令和 6 年度 2024 年度	令和 7 年度 2025 年度	令和 8 年度 2026 年度	令和 9 年度 2027 年度	令和 10 年度 2028 年度	令和 11 年度 2029 年度
40 歳以上対象者	390	394	398	402	406	410
動機付け支援対象者	30	30	28	28	25	25
実施率 (%)	55	60	60	60	60	62
実施者数	17	18	17	17	15	16
積極的支援対象者	33	33	31	31	28	28
実施率 (%)	60	60	60	65	65	66
実施者数	20	20	19	20	18	18
保健指導対象者計	63	63	59	59	53	53
実施率 (%)	58	60	60	62	62	64
実施者数	37	38	36	37	33	34

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健診は、東京地区近郊の者については、主に医療法人社団ケイセイ会等で実施します。遠隔地の者の特定健診については、健診機関に委託します。

特定保健指導は、保健指導を行える機関に委託します。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第 2 編第 2 章に記載されている健診項目とします。

(3) 実施時期

実施時期は通年とします。

(4) 委託の有無

ア 特定健診

被保険者・被扶養者が全国どこでも受診できるよう、代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織との集合契約を結び、代行機関として支払基金を利用して決済を行い全国での受診が可能となるよう措置をします。

イ 特定保健指導

被保険者・被扶養者が全国どこでも特定保健指導が受けられるよう、標準的な健診・保健指導プログラム第 3 編第 6 章の考え方に基つきアウトソーシングします。また、代行機関として支払基金を利用して決済をおこない全国での利用が可能となるよう措置をします。

(5) 受診方法

当該被保険者・被扶養者は、受診券又は利用券を健診機関等に被保険者証とともに提出して特定健診を受診し、特定保健指導を受けます。

受診の窓口負担は無料とします。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は「人間ドック」及び「被扶養者健診」の規程に沿って補助をいたします。

(6) 周知・案内方法

当健康保険組合ホームページまたは健保だよりへの掲載とします。

(7) 健診データの受領方法

健診データは、契約健診機関から代行機関を通じ電子データを随時（又は月単位）受領して、当組合で保管します。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとします。なお、保管年数は5年とします。

(8) 特定保健指導対象者の選定の方法

特定保健指導の対象者については、特定健康診査等受診した結果に基づいて選定します。

IV 個人情報保護

当健康保険組合は、船場健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守します。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならないとします。

当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とします。またデータの利用者は当健康保険組合役職員に限ります。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとします。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画を、健保だよりにて周知の上、ホームページに掲載します。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年「船場特定健診等委員会」において見直しを検討します。

また、令和8年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととします。

VII その他

特定健診・特定保健指導等の実践のため職員を必要な研修に積極的に派遣し、情報収集並びに最新の知識を習得することとします。